

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRIC Review

## 目次

- ・ 主たる決定事項
- ・ アジェンダ化に関する決定
- ・ 暫定的なアジェンダの決定
- ・ 委員会における議論の要約
- ・ IAS 第 16 号および第 38 号 – 有形固定資産と無形資産の条件付価格
- ・ IFRS 第 2 号 – 各種論点
- ・ IAS 第 37 号 - 自己の信用リスクの割引率への考慮
- ・ IAS 第 8 号 – 会計方針を選択する際のガイダンスのヒエラルキー
- ・ IFRIC 第 15 号 - 「連続的な移転」の意味の明確化
- ・ 適用後のレビュー・フレームワークに関する対象を絞った協議
- ・ 管理セッション

## 2011年3月10日および11日の国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee) 会合の要約

### 主たる決定事項

委員会は、資産化のための次の原則を暫定的に承認した。企業は、鉱山の生産段階における剥土コストを、剥土活動により創造された便益が将来期間において実現する可能性がある限り、資産化しなければならない。本原則を適用するためには、国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRIC) は、(a) 剥土活動によってアクセスすることが改善されている鉱山の構成要素である鉱床 (または、鉱床の構成要素) を識別すること、(b) 信頼性をもって剥土コストを測定することを企業ができなくてはならないことを暫定的に決定した。資産化されないコストは、IAS 第 2 号「棚卸資産」に従って、当期中のコストとして会計処理がされることになる。委員会は、剥土活動によって創造された便益を測定するために、「原価配分アプローチ」を適用しなければならないことを暫定的に決定し、「残存価額アプローチ」の使用について検討した。「残存価額アプローチ」において、企業は、鉱山の一部である鉱石を除去するための標準原価を算定し、除去された鉱石のコストが当該標準原価と一致している場合には、棚卸資産として会計処理する。超過するコストは、将来期間において採掘予定の鉱石へのアクセスを改良するためのコストとして考慮され、長期資産として資産化される。最終的に、委員会は、単一の配分方法を特定しないことを選好した。委員会は、「剥土コスト資産」を、剥土活動の結果、よりアクセスが容易となった鉱山の一部である鉱床 (または、鉱床の構成要素) の予想される耐用年数にわたり、合理的かつ体系的な方法で減価償却または償却することを暫定的に決定した。他の方法の方がより適切でない限り、「生産高比例法」が適用される。スタッフは、2011年5月の議論のために他の解釈指針の草案を作成する予定である。

委員会は、非支配持分についての売建プット・オプションの議論を継続し、IAS 第 32 号「金融商品:開示」の 23 項の要求が、支配株主の連結財務諸表にお

ける非支配持分のプット・オプションについて、もはやあてはまらないように、IASB に対し、IAS 第 32 号を改訂するよう提案することを暫定的に決定した。その代わりに、これらの金融商品は、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号「金融商品」に従い、「純額」で公正価値にて評価され、変動部分は、支配株主の連結財務諸表において損益に認識される。委員会は、スタッフに対して改訂(必然的な改訂を含む)のための文案の作成を要請し、この論点を IASB での検討に委ねることに合意した。

委員会は、税金をネットして決済される株式報酬の議論についても継続し、この問題の複雑性と、単一の報酬の構成要素が別個に分類されてしまうという懸念のため、暫定的なアジェンダの決定として確認しないことを決定した。委員会は、この問題を IASB での検討に委ねることを決定し、この決定を取り入れるために、提案されたアジェンダ化の決定の文言を修正することを合意した。

## **アジェンダ化に関する決定**

### **委員会のアジェンダに追加されなかった論点:**

IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮

IAS 第 8 号-IAS 第 8 号のヒエラルキーの適用

IFRS 第 2 号—税金の源泉徴収をネットして決済される株式報酬

## **暫定的なアジェンダの決定**

### **委員会のアジェンダに暫定的に追加されなかった論点:**

IFRIC 第 15 号—「連続的な移転」の意味の明確化

## **委員会における議論の要約**

### **IAS 第 16 号および第 38 号—有形固定資産と無形資産の条件付価格**

委員会は、有形固定資産または無形資産の別個の購入に係る条件付支払を、どのように会計処理するかについての可能性のあるガイダンスの開発に関する議論を継続した。委員会は、可能性のあるガイダンスの範囲を制限するか否かを議論した。委員会は、スタッフが提案したように将来のガイダンスの範囲を制限しないことを決定したが、その代わりにスタッフに対し、何が購入した項目の取得原価の一部を構成するかに関する将来の解釈指針を開発するために、他の IFRSs が使用できるかどうかを決定するための追加的な調査を行うことを要請した。委員会は、IFRS 第 3 号「企業結合」および IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に含まれている条件付支払のための可能性のある会計モデルについて議論したが、暫定的な決定には至らなかった。

## **IFRS 第 2 号— 各種論点**

委員会は、2005 年以来、委員会に寄せられた次の IFRS 第 2 号「株式報酬」

の論点について議論した。

- 従業員株式貸付制度(2005年5月)
- 企業の指示による現金選択権付きの株式報酬制度(2006年5月)
- 付与日及び権利確定期間(2006年5月)
- 予期しない資本再構築の結果としての従業員に対する増分公正価値(2006年11月)
- スポンサーの個別財務諸表における従業員給付信託(2006年11月)
- 決済方法が将来の事象により変更される取引(2010年1月)
- 権利確定条件および権利確定条件以外の条件(2010年9月)

委員会は、スタッフが上記のリストのうち、後者2つの論点をIFRS第2号の潜在的な再検討の一部としてIASBでの検討にもちこむことに同意した。実務上の多様性を想定していないので、委員会は、他のIFRS第2号の論点についてさらなる行動は必要ないことに合意した。

### **IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮**

委員会は、アジェンダに本件を加えないという暫定的なアジェンダの決定を確認し、「今日における支配的な実務慣行においては、負債に固有のリスクというより企業のリスクと通常考えられる自己の信用リスクを排除している。」という、2011年1月に提案されたアジェンダの決定における文面を維持することで合意した。

### **IAS 第 8 号 – 会計方針を選択する際のガイダンスのヒエラルキー**

委員会は、本件をアジェンダに加えないという決定を確認し、提案されたアジェンダ化の決定にいくつかの編集上の修正を加えることに合意した。

### **IFRIC 第 15 号-「連続的な移転」の意味の明確化**

委員会は、IFRIC 第 15 号「不動産の建設に関する契約」の 17 項における「連続的な移転」という用語の解釈に潜在的な多様性が存在する可能性があるため、その意味を明確にするよう要請を受けた。IFRIC 第 15 号によると、売手が、「支配」と「所有に関する重要なリスクおよび経済価値」を、工事の進捗に従って買手に連続的に移転している場合、売手は、進行基準を用いて進捗度を参照することによって収益を認識することになる。委員会は、IASB が収益認識プロジェクトにおいて、受け取った提案の事例を考慮するよう提案した。また、委員会は、利害関係者からの意見も募集している。委員会は 5 月の会議において、このインプットの結果とともに、収益認識プロジェクトの進捗状況についても検討する予定である。

## 適用後のレビュー・フレームワークに関する対象を絞った協議

委員会は、スタッフに適用後のレビューのための全般的な作業計画案に関するフィードバックを提供した。スタッフは受け取った作業計画に関するフィードバックを、2011年第2四半期のIASBの会議にもちこむ予定である。

## 管理セッション

委員会が未だ議論をしていない論点に関する現在の状況と、スタッフによるこれらの論点に対する今日までの進捗についての概要が委員会に提供された。委員会は、いくつかの未処理の項目が、最近完了したプロジェクトまたは現在のプロジェクトと相互に関連していることを認識した。スタッフは、委員会に、将来の会議において、検討されるこれらの論点を最良に進める方法を提案する予定である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約170,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/)をご覧ください。